

令和5年度世田谷区農業委員会活動指針の評価

1. 会議の開催

総会は、毎月開催しました。農地法に係わる調査・審議や相続税納税猶予に関する調査・審議等を行い、農家への速やかな証明書発行等に努めています。

2. 農地の保全・管理

日常的に利用状況を把握するだけでなく、農地管理月間（9月1日から10月20日までに設定）に農業委員が各担当地区の農地を重点的にパトロールし、「世田谷区農地管理基準（平成25年7月制定）」に基づき肥培管理状況等を確認するとともに、農家とコミュニケーションをとり、その結果を総会で報告しました。

3. 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

農地パトロール等を通して、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組みました。取り組みの成果もあり、遊休農地が無い状態を引き続き継続しています。

4. 地域農業の確立

世田谷産農産物のイメージアップと消費拡大を図るため、農産物品評会、農業祭、花展覧会及び表彰式に参加・協力しました。また、世田谷農業の推進、発展のために企業的な経営を行っている農家や世田谷農業の維持・発展に貢献している農家を奨励、表彰するために、対象者の推薦を行いました。

5. 農業のある地域づくりの推進

農作業・収穫体験、農産物品評会、農業祭、花展覧会及び表彰式に参加・協力しました。

6. 農業団体との協力

JA等農業団体主催の各種イベントに協力しました。

7. 農地情報の整備

昭和35年から継続して実施している、農家基本調査（基準日：毎年8月）を今年も実施しました。ご協力いただいた農家の回答は、農地台帳の整備や各種証明発行等、農業委員会事務と区の農業政策の基礎資料となっています。集計した結果は、区のホームページに掲載しています。

また、生産緑地地区情報も都市計画課とデータを共有しており、各種届出や相談の際に活用しています。

8. 認定・認証農業者制度の推進と支援

会長及び職務代理者が関係機関とともに審査委員として、農業経営改善計画の審査に加わる等、認定・認証農業者制度の推進と支援に協力しました。

令和5年度は、認定農業者が9経営体16名認定され、認証農業者は1経営体1名が認証されました。その結果、世田谷区における認定農業者は57経営体92名、認証農業者は35経営体50名となりました。

9. 農地法や新たな農地制度等の周知

区のホームページに農地法に関する手続き等、農地制度について掲載するとともに、農家基本調査送付時に「農地を守ろう」（東京都農業会議発行）を配付し、農家への啓発浸透に努めました。

10. 農地保全の取り組み

地区別農業委員会職員検討会への出席や他自治体へのヒアリング調査を行い、農地保全に向けた意見交換等を行いました。